

市役所傘踊振興会活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市役所傘踊振興会活動補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づく厚生事業の一環として行われる、職員等で構成される市役所傘踊振興会の活動を奨励し、職員の健康維持、元気回復を図ることを目的として交付する。

(交付対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、鳥取しゃんしゃん祭に「鳥取市役所連」として参加する市役所傘踊振興会の事業とする。

(交付対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市役所傘踊振興会とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は交付対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものの合計額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

- (1) 傘の購入に係る経費
- (2) 車両等の装飾に係る経費
- (3) 参加者への記念品等に係る経費
- (4) 参加者の被服費
- (5) その他市長が必要と認める経費

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。